

下野市都市計画 マスタープラン 《改定版》



石橋第二工業団地



石橋駅周辺



道の駅しもつけ



自治医大駅周辺



市役所庁舎



下野薬師寺復元回廊



下野国分寺跡



小金井駅周辺



三王山ふれあい公園



平成 29 年 3 月
栃木県下野市



はじめに

下野市においては、平成28年に市制施行10周年を迎え、新たに策定した「第二次下野市総合計画」のもと、今後10年間の総合的な施策の取組を進めております。

「下野市都市計画マスタープラン」は、総合計画の分野別計画として、本市の都市計画に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定めるものです。

本市の特性としては、首都圏を通勤圏とする交通利便性に優れ、JR宇都宮線3駅を中心に形成されたコンパクトな市街地では、充実した医療環境をはじめ、北関東自動車道、国道4号、新4号国道等の広域的な道路網にも恵まれ、暮らしやすい定住の場となっております。

新4号国道沿いに設置された「道の駅しもつけ」は、交流や観光の拠点として、年間約250万人もの集客があり、国指定史跡下野薬師寺跡、下野国分寺跡、下野国分尼寺跡等、全国的にも貴重な歴史文化遺産など、まちづくりに活用できる多くの魅力ある地域資源を有しております。

また、平成28年度には、自治医大駅西口に市役所庁舎が開庁し、この庁舎周辺を「都市核」とする、新たなまちづくりに向けた取組を進める所存です。

全国的にまちづくりを取り巻く環境は厳しく、急速に進行する人口減少や少子高齢社会など、大きな社会変動への対応を求められております。

本市においても、雇用の場の確保や産業の活性化、本市の優れた医療環境や交通条件、歴史文化遺産を有効に活用した、暮らしやすく活力のあるまちづくりが求められております。

そこで、今後のまちづくりの課題に対応しながら、目指すべき将来都市像「快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり」の実現に向けた方向性を示すため、「下野市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

このたびの「下野市都市計画マスタープラン《改定版》」においては、JR3駅を中心としたコンパクトシティの形成、市役所庁舎周辺の計画的なまちづくり、広域交通ネットワークを活かした産業拠点づくり、北関東自動車道スマートIC設置などの新たな目標を位置づけるとともに、これまで取り組んできた都市計画分野の取組についても一層の充実を目指す計画としました。

今後は、この計画に基づき、市民と行政が一丸となった“オール下野”のもとで、本市のまちづくりを推進してまいりたいと考えますので、本計画の理念と方針に対するご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の改定に際し、真摯なご議論をいただきました改定検討委員会委員の皆様、並びに、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成29年3月

下野市長 広瀬 寿雄

《 も く じ 》

第1章 都市計画マスタープランの目的と構成

1. 都市計画マスタープランの位置づけ…………… 1
2. 計画の基本的事項…………… 2
3. 計画の構成…………… 2

第2章 まちづくりの課題

1. 現況特性・上位計画等における課題の抽出…………… 3
2. 住民意向の反映に係る課題の抽出…………… 6
3. 重点課題の設定…………… 9

第3章 将来都市像

1. 将来都市像の設定……………10
2. 計画フレームの設定……………13
3. 将来都市構造の設定……………15

第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針……………19
2. 交通体系整備の基本方針……………23
3. 居住環境整備の基本方針……………27
4. 自然環境の保全・活用の基本方針……………29
5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針……………31

第5章 地域別構想

- 地域区分について……………33
- 地域1 南河内東部地域……………34
- 地域2 南河内西部地域……………38
- 地域3 石橋北部地域……………42
- 地域4 石橋南部地域……………46
- 地域5 国分寺東部地域……………50
- 地域6 国分寺西部地域……………54

第6章 実現方策

1. 「都市核」の形成に向けた取組……………58
2. JR3駅周辺における
コンパクトシティ形成に向けた取組……………58
3. 産業誘導エリアの実現に向けた取組……………59
4. 分野別の実現方策……………60
5. 計画の推進に向けて……………62

参考資料

1. 策定経緯・策定組織……………64
2. 現況特性……………71
3. 用語解説……………93

第 1 章 都市計画マスタープランの目的と構成

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

「下野市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として「下野市総合計画」に即し、県が定める「宇都宮都市計画区域マスタープラン」、「小山栃木都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、平成20年度に策定しました。

都市計画マスタープランは、主に、次のような4つの役割を担っています。

- ◎ 地域の特性や課題を踏まえたうえで、都市計画部門での将来像を具体的に示す。
- ◎ 住民の都市計画に対する理解を助け、参加と協力を促す。
- ◎ 将来像を達成するための、個別の都市計画の関係を示す。
- ◎ 法的な拘束力を持つ事業・制度は、都市計画マスタープランでの位置づけに基づき実施される。

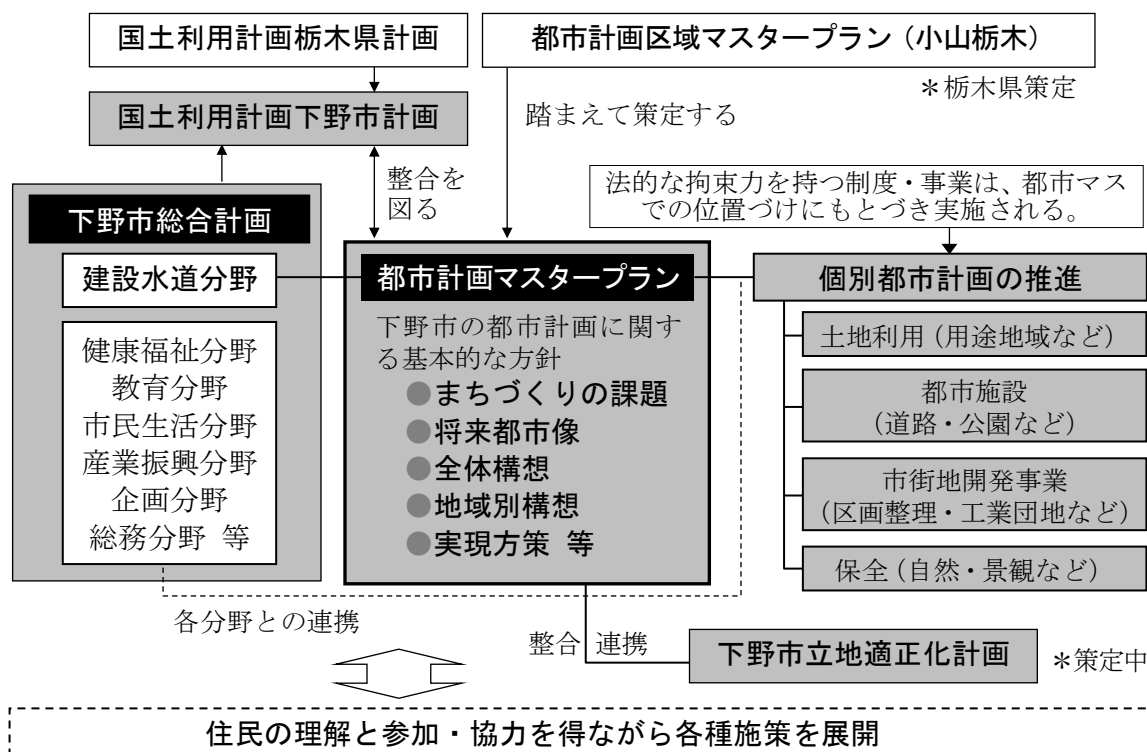
都市計画マスタープランでは、主に次の4つに関する施策を対象とします。

- 「土地利用」市街化区域、用途地域などの土地利用に関するもの
- 「都市施設」道路、公園・緑地などの整備に関する計画・手続きと施行に関するもの
- 「市街地開発事業」土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的開発に関するもの
- 「保全」農地・樹林地・河川・景観などの保全に関するもの

「第二次下野市総合計画」の対象期間は10年間（平成28～37年度）であり、都市計画マスタープランの対象期間についても整合を図ります。

なお、都市計画に関わる事業は、実現までに長期間を必要とするものが多いことから、下野市のまちづくりにおける基本理念・基本方針を維持しつつ、社会経済情勢や新たな開発動向を踏まえ、適宜見直しを行います。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



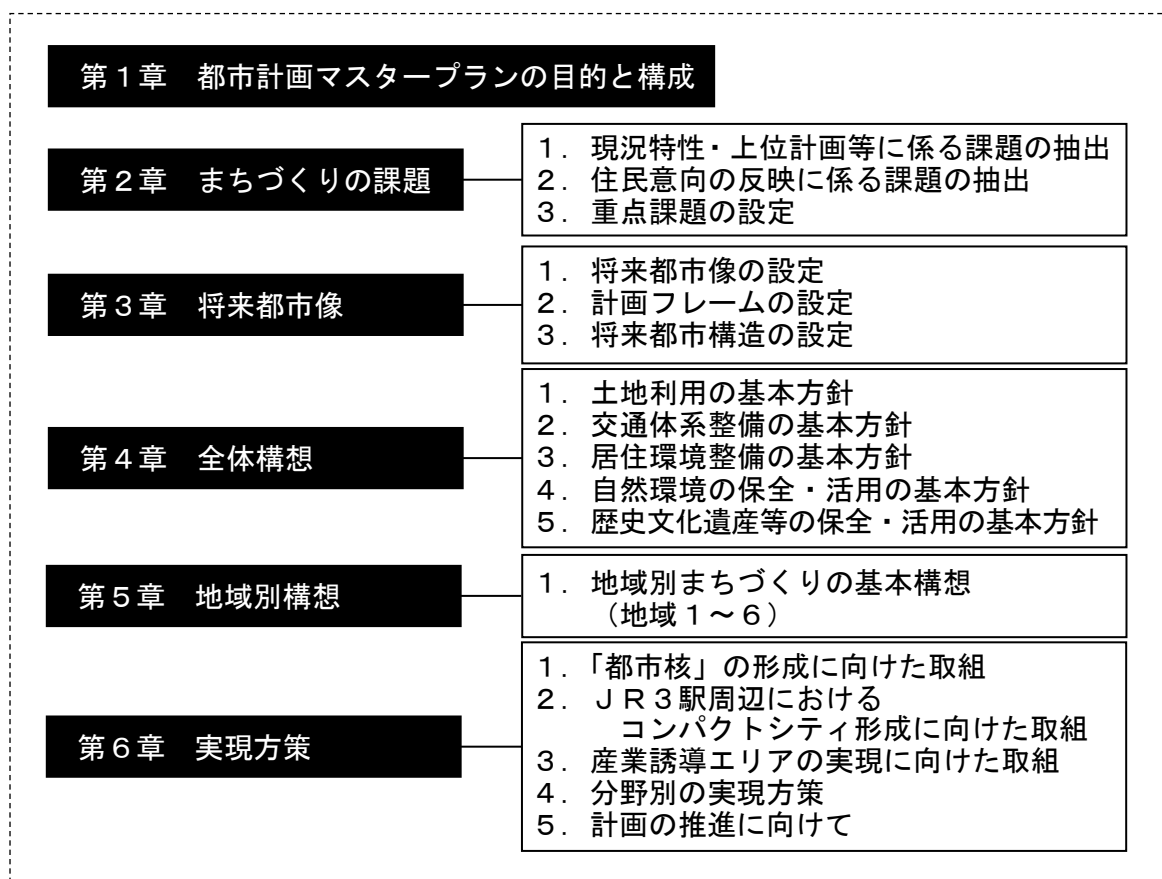
2. 計画の基本的事項

① 対象区域——都市計画区域（行政区）：7,459ha（市街化区域：982.0ha）

② 対象期間——目標年次：平成37年度（第二次総合計画との整合）

*これ以降は（仮称）第二次都市計画マスタープラン：平成38年度以降を想定

3. 計画の構成



第 2 章 まちづくりの課題

1. 現況特性・上位計画等における課題の抽出

(1) 広域的なネットワークにおける本市の位置づけに係る課題

- ① 東日本における南北の国土基幹上に位置し、北関東自動車道による都市連携・交流など、本市の恵まれた位置的特性を活かした都市機能の育成や活性化などが必要となります。
- ② 栃木県においては、3つのコリドール(*)が交差するエリアにあり、主要な交通網による周辺市町・拠点との良好なネットワークが形成されています。こうした、3つのコリドールを有効活用できる位置にあるという本市の特性を、生活・産業・観光等の様々な分野における連携・交流・活性化に向け有効活用していくことが必要です。

*コリドール：栃木県重点戦略である「とちぎ元気発信プラン」の「地域の目指す姿：交流・連携」に示された軸で、東京と東北を結ぶ「センターコリドール」、水戸と前橋・高崎を結ぶ「オーシャンコリドール」、成田空港と福島空港を結ぶ「スカイコリドール」から成る。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- ①-1 広域的な都市連携を活かすための都市機能の誘導・強化
- ①-2 北関東道による広域的なネットワークを活用した活力づくり
- ② 宇都宮・小山・上三川等の産業拠点との近接性を活かした就業者の定住促進

(2) 上位計画等におけるまちづくり方針に係る課題

- ① 栃木県のコリドール構想による広域的な連携・交流や、小山栃木都市計画区域が目指す「暮らしやすくコンパクトな都市」、「ネットワーク型の都市」の実現に向けた市街地整備や交通ネットワーク形成などが求められます。
- ② 「第二次下野市総合計画」及び「第二次国土利用計画下野市計画」における都市構造・土地利用の方針である「コンパクトなまちづくり」、「新庁舎整備による都市核(*)を活かした都市構造」との整合を図る必要があります。
- ③ 「下野市人口ビジョン」、「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少を見据えた定住促進のため、住宅地供給や都市基盤整備による住環境向上などを位置づけており、本市の都市計画の取組に反映させる必要があります。

*都市核：本市のほぼ中央に位置する自治医大駅周辺を、市の都市構造の中心となる拠点として位置づけ、新庁舎の整備による行政機能の集積など、都市機能の集積を効率よく推進する。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- ①② 上位計画の実現に向けて求められるコンパクトなまちづくり
- ① 都市連携や暮らしやすい環境に向けたネットワーク環境の充実
- ②-1 「都市核」を中心とした都市構造の構築
- ②-2 「都市核」や鉄道駅周辺の市街化区域における都市機能・居住の集約
- ③ 定住促進のための住宅地供給・住環境向上を支援する土地利用・市街地整備

(3) 人口特性に係る課題

- ① 人口の推移は増加傾向が続いていましたが、平成26年（毎月人口調査）から減少に転じ、今後は減少が続くと予測されることから、早い段階で人口減少対策を講じることが求められます。
- ② 将来的な高齢社会を見据え、歩いて暮らせる範囲での生活しやすい環境や公共交通の充実など、人口構造の変化を踏まえた生活環境づくりが必要となります。
- ③ 人口ピラミッドでは、今後、若年層については、人口に占める割合だけでなく実数としても減少すると予測されます。上位計画においても、こうした若年層の定住促進に向けた環境づくりを重点的な方針として掲げています。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 人口減少抑制のための定住促進を支援する都市環境づくり② 少子高齢社会における誰もが安全・安心に暮らせる都市環境づくり③ 若年層をはじめ人口の流入・定住を促進する雇用の場の確保 |
|---|

(4) 産業・交通特性に係る課題

- ① 商業については、宇都宮・小山方面への購買力の流出が見られる反面、市内の販売額は回復しており、この増加傾向を持続させるとともに、駅周辺等の市街地におけるにぎわいある商業環境づくりにつなげて行くことが望まれます。
- ② 工業については、出荷額は増減しながらも長期的に見ると増加傾向にあります。こうした傾向を維持しながらも、産業活性化や定住促進につながる雇用の場の確保に向けた活性化策を検討する必要があります。
- ③ 農業については、農家数の減少や担い手の高齢化など、人口構造の変化にも関連する課題が見られます。ただし、農業生産額や経営耕地面積は減少から横ばい傾向に転じており、今後はこうした生産基盤を維持しながら、6次産業化などによる付加価値やブランド力の向上など、地域資源を活用した農業の活性化が求められます。
- ④ 観光については、平成23年にオープンした「道の駅しもつけ」が県内で最も多い利用者となるなど、活性化の拠点となっており、上位計画にも掲げている「連携・交流」により市全体の活性化に波及させることが望まれます。
- ⑤ 交通については、新4号国道の高規格化（6車線化）による交通環境の向上が図られています。また、現在北関東自動車道のスマートインターチェンジ（以下「スマートIC」）設置に向けた取組を行っており、こうした広域的なネットワークを、都市連携や産業連携などの活力づくりに波及させることが望まれます。
- ⑥ 公共交通については、住民要望が高い機能であることから、鉄道・バス路線や、駅周辺の交通バリアフリー整備などを活かした充実が望まれます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①② 定住を支えるための商業及び工業拠点の確保② 既存の工業団地等における操業環境の維持・強化と新たな工業系土地利用の確保③ 農地の保全と地域資源を活用した農業の活性化④ 「道の駅しもつけ」を活かした市全体の交流を支援する都市基盤づくり⑤ 広域交通ネットワークの活用と市内の道路環境の充実⑥ 誰もが移動しやすく利用しやすい公共交通環境の充実 |
|---|

(5) 都市整備に係る課題

- ① 工業系の整備地区では、未利用となっている石橋第一工業団地の利活用促進が望まれます。
- ② 住居系の整備地区では、仁良川地区土地区画整理事業における定住促進などが必要です。
- ③ 自治医大駅周辺の「都市核」においては、行政機能などの都市機能や居住の集約に向け、市街化区域内や新庁舎周辺の土地利用を検討する必要があります。特に、新庁舎周辺は、コンパクトな都市構造の形成や都市機能の効率的な集積など、今後の市全体のまちづくりにおける重要性を踏まえ、有効な土地利用が図れるような検討が望まれます。
- ④ 道路については、都市計画道路の長期的な未整備区間への対応や、居住環境や防災機能等の向上を支援するための整備・改良等が必要となります。
- ⑤ 公園・緑地については、面的整備地区での整備や、既存公園の適正な維持・管理、市民ニーズや防災機能などを踏まえた魅力ある公園・緑地づくりが望まれます。
- ⑥ 上水道・下水道については、定住機能の強化や環境保全等にも資する重要な都市基盤施設であることから、上位計画に基づく整備推進が望まれます。
- ⑦ 河川については、適正な維持・管理のほか、河川沿いの公園・緑地、道の駅などの観光・レクリエーション拠点やサイクリングロードなどの有効活用が望まれます。
- ⑧ 公共公益施設については、現在の施設の適正な維持・管理のほか、高齢社会や少子化などの人口構造の変化を踏まえた再編などが想定されます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①② 人や企業に選ばれるまちとするためのシティ・プロモーション③-1 「都市核」整備による都市構造の再構築を踏まえた区域区分・用途地域の再検討③-2 駅周辺の市街化区域における都市機能・居住の集約④ 広域ネットワークや移動しやすい環境を支える市道・都市計画道路の整備・維持・補修⑤ 憩い・交流・防災等の多様な機能を有する公園・緑地づくりと適正な維持・管理⑥-1 上水道施設の適正な維持・管理と安定的な供給体制の確立⑥-2 下水道の計画区域における整備推進と普及率の向上⑦ 河川の適正な維持・管理と交流の軸・拠点としての有効活用⑧-1 地域まちづくりにおける公共公益施設の有効活用⑧-2 都市計画区域レベルの施設・サービスの円滑・安定的な利用体制の確立 |
|--|

(6) 景観・歴史特性に係る課題

- ① 本市の特性である広々とした田園風景や平地林、文化財等の地域資源などを保全するとともに、景観形成や、定住地としての魅力、交流等の活力づくりの場となるような有効活用が望まれます。
- ② 文化財等の地域遺産については、「歴史文化基本構想」を策定し、歴史まちづくり法に基づき、貴重な地域遺産の保存や歴史的な風致を活かした地域活性化の基盤づくりを図るとともに、ソフト事業と連動しながら観光振興における有効活用が望まれます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 景観や自然・歴史遺産の保全・活用に配慮した都市基盤施設の整備①② 地域資源を活かした都市全体の魅力づくりや観光振興の支援 |
|---|

2. 住民意向の反映に係る課題の抽出

(1) 生活圏・移動手段等に係る課題

- ① 日常的な買い物等については市内を圏域としていますが、それ以外の買い物や飲食等については市外への流出が見られます。市内での活動でも、自治医大駅周辺が中心となっていることから、「都市核」の形成と併せ、行政機能などの都市機能の集積により、人が集まる場とすることが望まれます。
- ② 市内での活動が多いのは「食料品・日用品などの買い物」、「病院・医院などの医者にかかるとき」で、逆に市外での活動が多いのは「衣料品・家電品・嗜好品などの買い物」、「余暇時間の遊びや外出」となっており、特別な買い物や余暇を過ごす環境などが不足しています。
- ③ 生活行動の移動手段については、自分で運転する自動車が多いが、自分以外の運転に同乗する自動車による移動も10%以上となっています。市外での活動が多い余暇時間・遊びにおいては電車による移動も11%となっており、公共交通による移動、または公共交通があれば利用する一定の層が見られます。高齢社会の進展など、自分で運転できなくなる人が多くなる今後のまちづくりを想定すると、駅周辺のバリアフリー整備をはじめ、誰もが便利に移動できる環境の提供が望まれます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 「都市核」における都市機能の集積と人が集まる拠点づくり② 市民の生活圏域を踏まえ不足する機能の充実（商業機能、余暇を過ごす場等）③ 誰もが利用しやすく移動しやすい公共交通環境を支援する都市基盤づくり |
|---|

(2) 生活環境の満足度に係る課題

- ① 満足度が高いのは「病院や診療所などの医療・健康の環境」、「住宅地の環境（日照・静かさ・景観など）」です。
- ② 不満の割合が高いのは「バス・デマンドバスの利用のしやすさ」、「徒歩や自転車での移動のしやすさ・安全性」などの公共交通や移動環境に関するもの、「スポーツ・レクリエーション施設の利用のしやすさ」、「子どもの遊び場や公園の整備状況」などの憩いやレクリエーションの環境に関するものとなっています。
- ③ 憩いやレクリエーションの環境は、「余暇時間の遊びや外出」と併せ、本市において不足している機能と言えます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①② 公共交通や歩行者・自転車などの安全な通行などの交通環境の充実③ 憩いの場・レクリエーション環境の充実 |
|--|

(3) 土地利用・コンパクトシティに係る課題

- ① 今後のまちづくりの進め方としては、「コンパクトなまちづくりを進めるべき」、「どちらかといえばコンパクトなまちづくりを進めた方がよい」が併せて53.6%で、コンパクトなまちづくりが望まれている状況にあります。しかし、地域別では、南河内地区西部では「コンパクトなまちづくりを進めるべき」が望まれ、南河内地区東部では「市全体において開発を進めるべき」が多いなど、地域で差が見られる場合があります。地域特性を踏まえたまちづくりの方向性を検討し、市民の理解を得ながら進める必要があります。
- ② 土地利用で重要なことは、「駅周辺エリアの開発を緩和し、開発を誘導して、商業・業務・公表・医療・福祉など様々な用途を集約させる」や「既存の住宅地（集落）の近くの開発を緩和し、商業・業務・工業・医療・福祉など様々な用途を誘導して、地域拠点を形成する」など、都市基盤が整っているエリアでの開発誘導を望む声が多い一方、「歴史ある地区やまとまった樹林地を保全し、美しい景観や憩いの場として有効活用を図る」を望む声も同じくらいに多く、開発と保全のバランスに配慮することが必要です。
- ③ コンパクトシティのまちづくりを想定した場合、居住の集約に係る問題としては、「新たな土地や建物の取得資金」、「現在の土地・建物等の処分」、「移転先での土地・建物等の維持費用」などの経済的なもの、「地域コミュニティとの関係への不安」、「現在の土地に愛着がある」などが挙げられています。
- ④ 定住や都市機能の基盤となる都市的な土地利用については、「市街化区域内の空いている土地などを開発する」、「コンパクトシティの中心となる駅周辺の市街化区域を開発する」、「市街化区域・市街化調整区域にかかわらず法的に可能な部分や地域の要望がある部分において開発を行う」などが必要とされ、法的な要件（農業振興地域以外のエリア）や必要性を判断しながら、開発などの誘導に関する環境づくりや民間開発の適正な誘導などが望まれます。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①③ 駅周辺や既成市街地を中心としたコンパクトなまちづくりの推進・支援② 市街地における都市機能・居住の集約を支援する土地利用④-1 市街化区域の効率的な土地利用④-2 市街化調整区域における法的条件や民間活力の活用等を踏まえた有効な土地利用の検討 |
|---|

(4) 都市基盤施設に係る課題

- ① 交通環境では「歩道の整備・拡幅や、段差の解消を図る」、「身近な生活道路（集落内）の整備及び修繕を図る」、「バスや鉄道などの公共交通の充実を図る」が望まれており、公園・緑地では「災害時の避難場所や救助活動の場として使える公園・緑地の充実を図る」が望まれているなど、今後の都市基盤づくりにおいては、身近な道路・公園などが充実した安全な生活環境を重視する必要があります。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- ①-1 身近に利用する道路・歩道の機能向上
- ①-2 駅の利用環境向上や公共交通機能の充実
- ①-3 防災等の多様な機能を備えた公園・緑地の整備

(5) 自然や景観を守り育てる取組に係る課題

- ① 「水辺や平地林などの自然的な環境・景観の保全を図る」を望む声が多く、都市的な景観については「建物や緑化などの一定のルールづくりにより美しい街並み形成を図る」や「電柱・屋外広告物の規制や街路樹などにより道路の景観の向上を図る」などが求められています。
- ② 地域別においても、南河内地区東部の「田畑等の農地や農村の風景の保全を図る」が他地区よりも多いなど、地区の特徴を反映した結果が見られ、市街地や田園地帯の特性を踏まえた対応が必要となります。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- ①-1 河川・樹林地・田園風景の保全
- ①-2 街並みづくりルールなどの市民が主体となった持続的な景観形成
- ② 地域の特性を活かした景観形成

(6) 望ましいまちの姿に係る課題

- ① 「防災・防犯対策がなされ安全・安心に暮らせるまち」、「お店や公共施設などが充実した便利なまち」、「豊かな自然環境に恵まれた静かで落ち着いた生活のできるまち」などが望まれています。
- ② 住んでいる地域よりも市全体で望まれている割合が多いのは「道路や鉄道・バスなどの便が良いまち」、「歴史・文化資源の保全や教育環境の充実など教養の高いまち」、「働く場が近い便利なまち」などです。
- ③ まちづくりにおいて力を入れてほしいことでも、住んでいる地域では「防災・防犯機能の強化」、「道路・公園・下水道の整備」、「商業・サービス機能の強化」などが求められ、市全体では「市街地の活性化」が最も多いなど、都市としての機能と、生活の場としての機能のバランスに配慮しながらまちづくりを進める必要があります。

【課題を踏まえた対応の方向性】

- ①③ 都市全体として望まれるまちの姿を踏まえた将来都市像の検討
- ②③ 身近なまちづくりに求められるまちの姿や具体的な整備要望を踏まえた生活環境づくり

3. 重点課題の設定

「1. 現況特性・上位計画等における課題の抽出」、「2. 住民意向の反映に係る課題の抽出」で抽出した課題のうち、本市の特性を踏まえたまちづくりを進める上で特に重点的に対応が必要な項目を「重点課題」として設定します。（全体構想・地域別構想においては、重点課題以外の課題についても踏まえて検討します。）

(1) 土地利用に係る重点課題

《定住促進や産業活性化のための有効な土地利用の検討》

本市の広域ネットワークにおける立地特性を強みとして、上位計画の重要な方針である定住促進・産業活性化に向けた「定住機能・産業機能」の誘導に重点を置き、その実現に向けた開発等の誘導が図れるような土地利用を検討することが必要です。

《「都市核」を中心とした都市構造の構築とコンパクトなまちづくり》

「都市核」を中心とした都市構造を構築するとともに、3つの JR 駅周辺においても、本市の特性である医療機能が充実した住みよい市街地環境を活かしたコンパクトシティ形成を進め、持続的な都市づくりを進めることが重要です。

(2) 交通体系整備に係る重点課題

《北関東自動車道による広域ネットワークの活用》

広域的なネットワークを活かした都市機能誘導を実現するため、スマート I C の設置に向けた取組を進めます。併せて、市内とのネットワーク形成や、周辺の有効な土地利用の促進が必要です。

《公共交通の機能充実を支援する環境づくり》

人口構造の変化への対応やコンパクトシティの“かなめ”となる公共交通の環境向上を支援し、定住促進につながる都市環境づくりを進める必要があります。

(3) 居住環境整備に係る重点課題

《定住促進を支援する生活環境づくり》

土地区画整理事業などによる良好な市街地が整備された地区については、地区計画等を活用しながら住みよい住宅地としての環境を維持・向上し、定住促進を図る必要があります。

既成市街地においては、防災機能の確保に重点を置きながら、安全で住みよい生活環境の形成を図る必要があります。

(4) 自然環境の保全・活用、景観形成に係る重点課題

《本市独自の自然・歴史遺産の保全と有効活用》

貴重な自然・歴史遺産の保全を図るとともに、市民満足度の向上や、本市独自の魅力に囲まれたコンパクトシティ形成、各種資源を活用した観光振興などにつながるよう有効活用を図る必要があります。

第 3 章 将来都市像

1. 将来都市像の設定

(1) 将来都市像の設定

① 「第二次下野市総合計画」における将来都市像

本計画においては、下野市総合計画に即した都市計画部門の計画として、「第二次下野市総合計画」において設定している将来像の実現を目指します。

【「第二次下野市総合計画」における将来像】

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市
～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

【施策の展開方向】

《市民の幸福度の向上》《人や企業に選ばれる自治体》

【前期基本計画“都市基盤”部門の基本施策】

《快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり》

- ・ 快適に住み続けられる住環境づくり
→ J R 3 駅 (*) を中心としたコンパクトなまちづくりによる住みよい環境づくり
(土地利用の推進、住環境の整備、良好な景観の形成)
- ・ 人に優しい交通環境づくり
→ 利便性の高い広域ネットワークによる安全に暮らすことができる環境づくり
(交通バリアフリー環境整備を含む道路・橋梁の整備、維持管理)
- ・ 安全で快適な水環境づくり
→ 良質な水の供給と適正な汚水処理による水環境づくり
(安心・安定した上水道の供給、生活排水処理の充実)

* J R 3 駅：石橋駅・自治医大駅・小水井駅、以降本計画においては「J R 3 駅」という。

② 都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念

重点課題、総合計画の将来像に基づき、まちづくりの基本理念を設定します。

【まちづくり基本理念の設定】

- ・ 都市核及び J R 3 駅周辺市街地に都市機能・居住が集約したコンパクトシティづくり
- ・ 新たな活力を創出する土地利用・交通体系づくり
- ・ 広域的な交通ネットワークを活かした産業の活力づくり
- ・ 誰もが安全・快適・便利に移動・利用できる交通環境づくり
- ・ 定住を促進する安全・安心に暮らせる居住環境づくり
- ・ 自然・歴史・文化等の地域遺産の保全・活用による魅力あるまちづくり
- ・ 市民・行政が協働で取り組む美しい景観形成とにぎわいのあるまちづくり

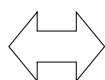
③ 都市計画マスタープランにおける将来都市像

本計画においては、「第二次下野市総合計画」における将来像の実現とまちづくりの基本理念を踏まえ、都市基盤部門の基本目標と整合させた将来都市像を設定します。

【将来都市像】

快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

総合計画：上記都市基盤の基本施策及び「街いきいきプロジェクト(*)の実現
*街いきいきプロジェクト(抜粋)
→(仮称)三王山公園整備、防災・減災施設整備充実、商店街賑い再生、医療・福祉系産業誘致・育成、道の駅を核とした観光創出、主要幹線道路ネットワーク・通学路対策推進



整合を図りつつ将来像実現を目指す

本計画：全体構想

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系整備の基本方針
3. 居住環境整備の基本方針
4. 自然環境の保全・活用の基本方針
5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針

(2) まちづくりの基本方針

重点課題・まちづくり基本理念・将来都市像を踏まえ、全体構想の項目によるまちづくりの基本方針を設定します。

1. 土地利用に係る基本方針

- ・ 人口減少社会においても暮らしやすい定住環境とするため、「都市機能・居住が集約した暮らしやすいコンパクトなまちづくり」を基本に、都市核における新市街地形成や産業振興に向けた新たな土地利用推進を図ります。
- ・ 新たな土地利用としては、広域的なネットワークを活かした住居系・産業系の土地利用の推進を図ります。また、交通ネットワークとの一体的な位置づけにより、広域的な都市連携を活かした配置を図ります。
- ・ 市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域における都市核に、市の中心的な施設などを集約する都市構造を目指します。
- ・ 石橋駅・小金井駅周辺市街地においては、都市核を補完し、地域の生活を支える拠点形成を図ります。

2. 交通体系整備に係る基本方針

- ・ 広域的な都市連携等を図るため、幹線道路網の充実と、市全域における生活道路等のネットワーク形成を図ります。
- ・ 広域的な交通ネットワークの向上と、新たな産業系の土地利用推進における交通基盤として、北関東自動車道におけるスマートICの設置を目指します。
- ・ 都市計画道路については、整備手法の検討や国県道・市道等の整備動向を踏まえた整備推進を図ります。
- ・ 誰もが移動しやすく、安全に暮らせる居住環境づくりのため、整備済み道路の適正な維持・管理、歩行者や自転車等が安全に通行できる歩道・自転車専用レーンの空間づくりを図ります。
- ・ 公共交通については、デマンドバスの運行や駅・停留所などのバリアフリー化を進め、すべての市民が安全かつ便利に利用できる環境づくりを図ります。

3. 居住環境整備に係る基本方針

- ・ JR3駅を中心とした市街地において、店舗等の日常生活を支える機能の集約を図るとともに、街なか居住の促進に向けた、安全で暮らしやすい定住環境づくりを図ります。
- ・ 公共公益施設については、都市核及びJR3駅周辺の市街地における配置を図るとともに、公共交通により市内全域から誰もが利用しやすい環境を確保します。
- ・ 定住人口の受け皿を確保するため、民間活力の活用などによる宅地供給や空き家等の既存建物の有効活用を図ります。
- ・ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを図るため、道路・公園・緑地の適正な配置と整備・維持・管理により、生活の基盤と防災・防犯機能を確保します。
- ・ 田園地帯における集落においては、市街地とのネットワークを確保するとともに、生活道路等の基盤整備を図ります。
- ・ 広域組合によるごみ処理・消防施設については、安全・安心・快適・便利な居住環境を支えるため、円滑な施設運営や維持・管理を図ります。

4. 自然環境の保全・活用に係る基本方針

- ・ 河川や平地林等の良好な自然環境、豊かな田園環境について、環境保全及び農業生産の場として、また、やすらぎとおいしい環境として保全を図ります。
- ・ 自然環境や田園環境については、保全と適正な管理を前提としつつ、本市の豊かな地域資源として交流や活性化における有効活用を図ります。
- ・ 貴重な史跡や自然を活かした公園・緑地、道の駅しもつけなどの交流施設について、観光や交流等の拠点として、ソフト施策と連動した魅力向上や、誰もが利用しやすい環境づくりを図ります。

5. 歴史文化遺産等の保全・活用に係る基本方針

- ・ 地域遺産を活かした歴史・文化の感じられる景観については、本市が誇る豊かな景観として保全を図ります。
- ・ 市街地や集落においては、自然環境や歴史・文化などの地域遺産と調和した本市独自の魅力ある都市的景観の形成を図ります。
- ・ 景観形成においては、市民・行政の「協働」を基本に、景観資源とそれらを守り育てる活動による総合的な取組を図り、本市の魅力ある景観の持続的な維持・向上を目指します。

2. 計画フレームの設定

(1) 人口フレームの設定

本計画における総人口の推計値は、「第二次下野市総合計画」及び「下野市人口ビジョン」との整合を図ります。

全国的な人口減少傾向の中で、本市の人口についても減少に転じるという推計になっています。このため、「下野市人口ビジョン」における人口の将来展望に基づき、総合的な施策展開を図ることで人口の維持を図ります。

都市基盤部門においても、若者の就業と新市街地の整備や新たな産業団地の整備などを中心に、人口の維持、人口集中を高める取組を進めます。

世帯数については、核家族化の進展などにより、人口が減少している中でも増加すると見込みます。

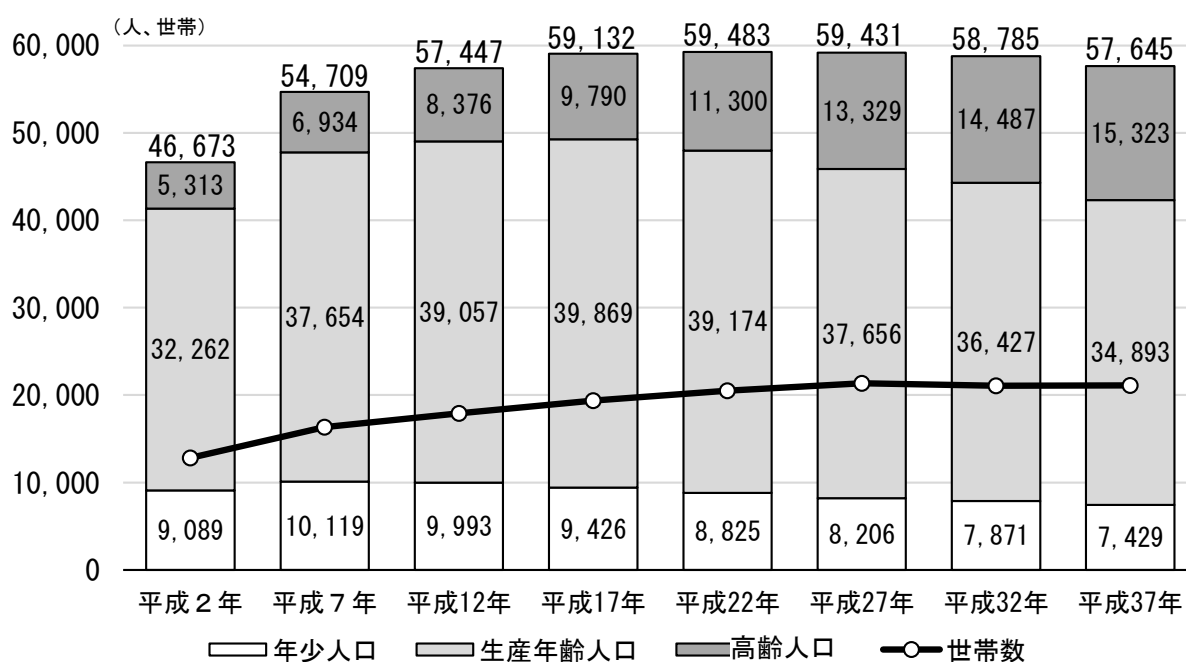
【人口フレーム（推計値）】

(人、世帯、人/世帯)

区分	年次	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年 (基準年次)	平成32年	平成37年 (目標年次)
人口		46,673	54,709	57,447	59,132	59,483	59,431	58,785	57,645
年少人口 (0-14)		9,089 (19.5%)	10,119 (18.5%)	9,993 (17.4%)	9,426 (15.9%)	8,825 (14.9%)	8,206 (13.9%)	7,871 (13.4%)	7,429 (12.9%)
生産年齢人口 (15-64)		32,262 (69.1%)	37,654 (68.8%)	39,057 (68.0%)	39,869 (67.4%)	39,174 (66.0%)	37,656 (63.6%)	36,427 (62.0%)	34,893 (60.5%)
高齢人口 (65-)		5,313 (11.4%)	6,934 (12.7%)	8,376 (14.6%)	9,790 (16.7%)	11,300 (19.1%)	13,329 (22.5%)	14,487 (24.6%)	15,323 (26.6%)
世帯数		12,814	16,335	17,901	19,378	20,501	21,394	22,437	23,244
1世帯当り人員		3.64	3.35	3.21	3.05	2.90	2.78	2.62	2.48

(「第二次下野市総合計画」より作成) *平成27年までの人口・世帯数は国勢調査より

【グラフ：人口・世帯数フレーム】



(「第二次下野市総合計画」より作成) *平成27年までの人口・世帯数は国勢調査より

市街化区域の人口は、J R 3 駅周辺の市街地への定住促進により、区域内への集中率を高めます。

市街化調整区域の人口は減少が予測されますが、集落のコミュニティや活力の維持、市街化区域とのネットワーク向上などにより、住みよい環境の維持を図ります。

【区域区分別（市街化区域・市街化調整区域）人口の推計】 (人)

年次 区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年 (基準年次)	平成32年	平成37年 (目標年次)
市街化区域	23,525	30,101	35,620	37,515	38,710	39,997	40,327	40,179
集中率	50.4%	55.0%	62.0%	63.4%	65.1%	67.3%	68.6%	69.7%
市街化調整区域	23,148	24,608	21,827	21,617	20,773	19,434	18,458	17,466

(「集中率」を実績に基づき推計し、その割合で人口を配分)
*平成27年は国勢調査に基づき配分

(2) 土地利用フレームの設定

土地利用フレームについては、定住促進及び産業振興に必要な住居系・工業系の目標値を設定します。

① 住居系土地利用

「第二次国土利用計画下野市計画」においては、平成37年には新たに約78.2haの住宅用地を設定しています。市街化区域への定住を促進することにより、増加する世帯数の受け皿となるよう、暮らしやすい市街地づくりを目指します。

② 工業系土地利用

「下野市工場適地調査」においては、平成37年には新たに約25haの工業用地の確保を設定していますが、働く場や活力ある産業基盤の確保に向け、長期的にはさらなる工業用地の確保を図ります。

③ 商業系土地利用

(ア) 商業地については、生活を支え、都市活力の向上となる土地利用として、J R 3 駅周辺の市街地や幹線道路沿道における維持・拡充を図ります。また、空き家・空き店舗等の有効活用を促進します。

(イ) 特に、市役所庁舎周辺については、行政機能の中心であり、多くの人が集い、にぎわう区域であるため、計画的な土地利用推進を図ります。

3. 将来都市構造の設定

(1) ゾーンの設定

【基本的な考え方】

- ・ 国道4号・JR宇都宮線を軸に都市核及びJR3駅周辺の市街地が連なる南北の区域を、将来的にも都市的土地利用の増進を図るゾーンとして位置づけます。
- ・ 都市的土地利用の周辺における田園地帯や集落を、本市の豊かな自然環境と居住環境が調和した土地利用を図るゾーンとして位置づけます。

① 都市機能集積ゾーン

国道4号・JR宇都宮線沿いにおいて、JR3駅周辺の市街地及び沿道部を、今後とも都市機能の集積を図り、本市の都市活動の中心となるゾーンとして位置づけます。

ゾーン中央部においては、都市サービス機能等の集積により本市の都市活動を支える“都市核”を位置づけます。

② 都市環境形成ゾーン

市域東部の仁良川地区、工業団地（柴・西坪山・下坪山）について、居住や工業の機能を中心とした都市機能の向上を図るゾーンとして位置づけます。

上記の都市機能集積ゾーンは、多くの都市機能の集積を図りますが、本ゾーンにおいては、生活や働く場としての機能を充実させ、住みやすく、働きやすい都市環境の形成を図ります。

③ 田園環境形成ゾーン

河川・平地林・農地等の自然的土地利用、歴史的風土や自然を活かした公園・緑地などについては、良好な環境を保全しながら、地域の活性化や観光・交流の場として有効活用を図り、保全と活用の調和がとれた魅力ある田園環境の形成を目指します。

田園環境形成ゾーンにおける集落については、豊かな田園環境と調和した住みよい集落づくりや、地域資源を活かした活力あるまちづくりを図ります。

(2) エリア・拠点の設定

【基本的な考え方】

- ・ 各ゾーン内において、都市機能が集積する市街地などの複合的な機能がまとまった“エリア”や、都市サービス・工業団地・交流施設等の特定の機能を持つ“拠点”を位置づけます。
- ・ 本計画においては、「第二次下野市総合計画」との整合を図りつつ、住・工・商・交流等の都市機能を踏まえた設定を図ります。

① 市街地エリア

J R 3 駅周辺の市街地は、「第二次下野市総合計画」における 3 駅を中心とした“生活居住拠点”として、また、都市機能集積ゾーンの核となる市街地として位置づけ、都市機能や居住が集約したコンパクトシティ形成を目指します。

なお、J R 3 駅周辺は、特に生活の利便性や市街地のにぎわい・活力を強化する拠点として位置づけます。

② 定住市街地エリア

仁良川地区は、定住の受け皿として、また、市域東部における生活を支えるエリアとして位置づけます。

③ 都市核

市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域、自治医科大学附属病院などを含めたエリアを都市核と位置づけ、行政機能や高度な医療環境を備えた定住環境の形成を図ります。

特に、市役所庁舎及びその周辺は、市民の生活を支え、多くの人が集まるにぎわい創出の場として、計画的な土地利用推進を図ります。

④ 工業拠点

既存の工業団地について、地域産業の振興と定住を支援する就業の場として位置づけ、広域交通ネットワークを活かした工業・流通系の土地利用の促進を図ります。

⑤ 沿道活用エリア

国道 4 号の石橋第三工業団地から県道栃木二宮線までの区間について、都市核形成を活かした都市的な土地利用を検討するエリアとして位置づけます。

⑥ 産業誘導エリア

国道 4 号・新 4 号国道の沿道において、交通基盤を活かした新たな産業振興の場となるエリアを位置づけます。

国道 4 号沿道は、北関東自動車道スマート I C と連動させた工業・流通系の土地利用推進を図ります。

新 4 号国道沿道は、広域的な交通ネットワークや既存の工業団地の集積を活かした工業系の土地利用誘導を図ります。

⑦ 高度医療集積拠点

本市においては、都市核に高度な医療拠点が立地し、J R 3 駅周辺の市街地においても医療環境が充実するなど、全国でもトップクラスの医療環境を備えています。こうした環境を定住促進につなげるため、特に、自治医科大学附属病院周辺について、「第二次下野市総合計画」に準拠した“高度医療集積拠点”と位置づけます。

(3) 軸の設定

【基本的な考え方】

- ・ 主要な道路及び鉄道について、広域的な都市連携を支援するとともに、市街地・集落の一体性を確保し、良好なネットワーク形成を図る軸として位置づけます。
- ・ 市街地間、市街地と集落などを連携する生活道路やデマンド交通について、コンパクトなまちをネットワークし、誰もが移動しやすい環境づくりを支える軸として位置づけます。

① 広域連携軸

広域的なネットワークを活かした定住促進や産業活性化などを支援し、「人、物、文化交流」の空間移動を充実させるための軸として、「国道4号・新4号国道・JR宇都宮線、市域を東西に横断する国道352号・県道栃木二宮線・都市計画道路小金井仁良川線」を位置づけます。

② 地域幹線軸

広域連携軸を補完し、周辺市町との連携・交流や市内の交通の骨格を形成する軸として、「県道栃木二宮線・宇都宮結城線・羽生田上蒲生線・鹿沼下野線・小山壬生線・下野壬生線・下野二宮線・結城石橋線・小山下野線・小金井結城線、都市計画道路文教通り(*)・入野谷通り・小金井西通り」を位置づけます。

* 県道鹿沼下野線・都市計画道路文教通り・入野谷通り・小金井西通りは一部重複

③ 公共交通ネットワーク

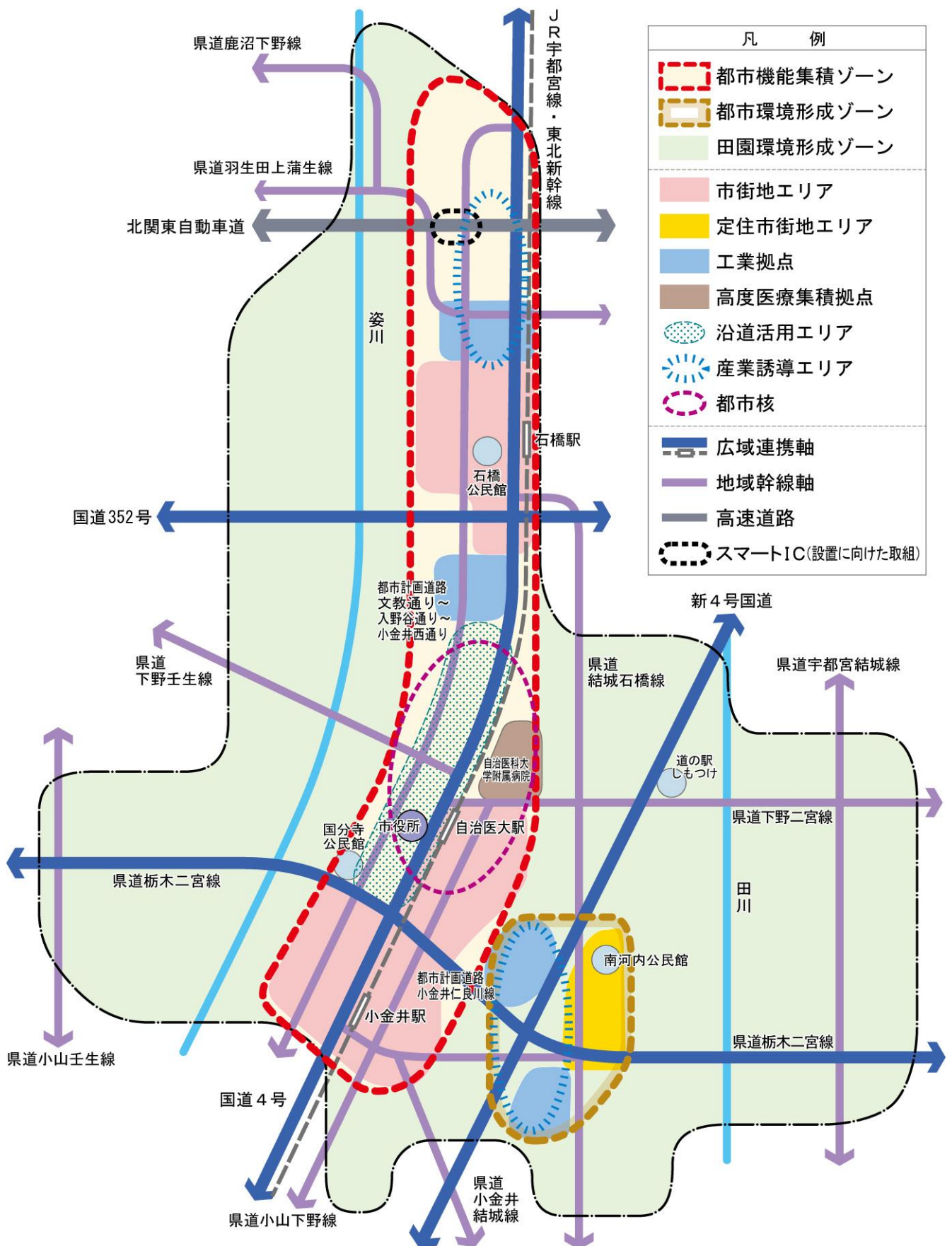
JR3駅における鉄道・路線バス等の公共交通の拠点としての機能強化を図るとともに、上記①②の軸により、デマンド交通等の安全・便利な運行を支援します。

④ 北関東自動車道スマートICの設置に向けた取組

北関東自動車道による広域的なネットワークを活かした機能向上や活力づくりのため、スマートICの設置に向けた取組を進めます。

スマートICにより、産業や交流等の活力づくり、災害発生時の救援活動・救援物資輸送の迅速化による防災機能の向上、救急車両の迅速な移動の確保による救急医療の充実、観光・交流等の幅広い活性化などのさまざまな効果が期待できます。

(4) 将来都市構造図



第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針

【基本的な考え方（まちづくりの基本方針より再掲）】

- ・ 人口減少社会においても暮らしやすい定住環境とするため、「都市機能・居住が集約した暮らしやすいコンパクトなまちづくり」を基本としながら、さらなる定住促進や産業振興に向けた新たな土地利用推進を図ります。
- ・ 新たな土地利用としては、広域的なネットワークを活かした住居系・産業系の推進を図ります。また、交通ネットワークとの一体的な位置づけにより、広域的な都市連携を活かした配置を図ります。
- ・ 市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域における都市核に、市の中心的な施設などを集約する都市構造を目指します。
- ・ 石橋駅・小金井駅周辺市街地においては、都市核を補完し、地域の生活を支える拠点形成を図ります。

(1) 住居系土地利用

① 専用住宅地

- (ア) 住居専用地域の用途地域が指定されている部分について、ゆとりある住宅地としての環境を優先した、安全・安心に暮らせる環境の形成を図ります。
- (イ) 定住人口の受け皿を確保するため、民間活力を活用した新たな住宅地形成などを誘導します。

② 複合住宅地

- (ア) 住宅地としての環境を守りながら、定住人口の受け皿となる住みよい環境づくりを図ります。
- (イ) 生活を支える機能を確保するため、住宅地と調和した店舗・事務所等の立地についても誘導を図ります。

《JR3駅周辺》

住宅地としての環境を守りながら、地域の生活を支え、にぎわいのある近隣商業・業務地としての土地利用を図ります。

《国道4号沿道》

住宅地と商業・業務地等の共存を維持しながら、住宅地としての住みよい環境に配慮した土地利用を図ります。

③ 田園住宅地

- (ア) 市街化調整区域の集落においては、生活道路や公共交通等による市街地と連携した住みよい環境づくりを図ります。
- (イ) 地域コミュニティの維持と活力づくりのため、立地基準（都市計画法第34条第11号に基づく条例指定区域）制度の適正な運用を図ります。

④ 土地利用促進地区

- (ア) 仁良川地区については、定住人口の受け皿となる暮らしやすい市街地形成のため、土地地区画整理事業の推進を図ります。
- (イ) 南河内公民館等の生活を支える機能を維持し、道路や公共交通により、周辺から利用しやすい環境づくりを図ります。

(2) 工業系土地利用

① 工業地

本市の産業活性化をけん引し、定住を支援する就業の場を確保するため、企業立地誘導や新たな工業用地の確保を図ります。

② 住工複合地区

住宅地と工業地の混在が見られる部分について、居住と工業の環境が調和・共生した複合的な土地利用を図ります。

③ 産業誘導エリア

「第二次下野市総合計画」や工場適地調査との整合を図りながら、本市産業の活力の向上に向け、工業を中心とした土地利用を誘導します。

《新4号国道沿道》

既存の工業団地（柴工業団地・西坪山工業団地・下坪山工業団地）の周辺において、広域的な交通ネットワークを活かした新たな工業系土地利用の推進を図ります。

《北関東自動車道スマートIC周辺》

国道4号等の沿道においては、北関東自動車道スマートIC設置を見据え、工業や流通を中心とした新たな土地利用の推進を図ります。

(3) 商業系土地利用

① 商業地

JR3駅周辺については、商業・業務系機能や都市サービス機能等、定住を支援する環境を備えていることから、市街地への定住を支援する拠点として、都市機能が集約した暮らしやすい環境づくりを図ります。

《自治医大駅周辺》

市役所庁舎を中心とした都市核の形成を図るとともに、既存の店舗・事務所等の集積を活かした中心的な商業環境づくりを図ります。

《石橋駅周辺》

店舗・事務所や公共公益施設等の集積を活かした暮らしやすい環境づくりを図ります。

《小金井駅周辺》

駅の東西において店舗・事務所等の集積や住宅地が集約し、便利で暮らしやすい市街地づくりを図ります。

② 沿道活用エリア

石橋市街地と小金井市街地の間においては、国道4号による優れた交通条件下にありながらも、計画的な土地利用がなされていないことから、民間活力の活用を含め、必要に応じた有効活用を検討します。

(4) 都市核の形成

- (ア) 市役所庁舎及び自治医大駅周辺地域において、市役所庁舎・自治医大駅・自治医科大学附属病院・国道4号などの優れた環境を活かし、本市の都市活動全般を支える都市核の形成を図ります。
- (イ) なお、さらなる定住の促進や多くの人が集まるにぎわいの場とするため、市役所庁舎周辺における有効な土地利用を検討します。

(5) 保全系土地利用

① 樹林地

本市の約4%を占める貴重な樹林地については、本市の誇れる環境として保全を図るとともに、憩い・レクリエーションの場や、環境保全・学習等の地域のまちづくり活動の場などとして有効活用を図ります。

② 河川・水面

- (ア) 河川・水面については、豊かであるおいのある自然環境としての保全を図ります。
- (イ) こうした親水環境を活かした姿川・田川のサイクリングロードや、薬師ヶ池、薬師川沿い、小山用水路通り、哲学の道などについては、今後とも、本市の特性を活かした魅力向上のため保全・活用を図ります。

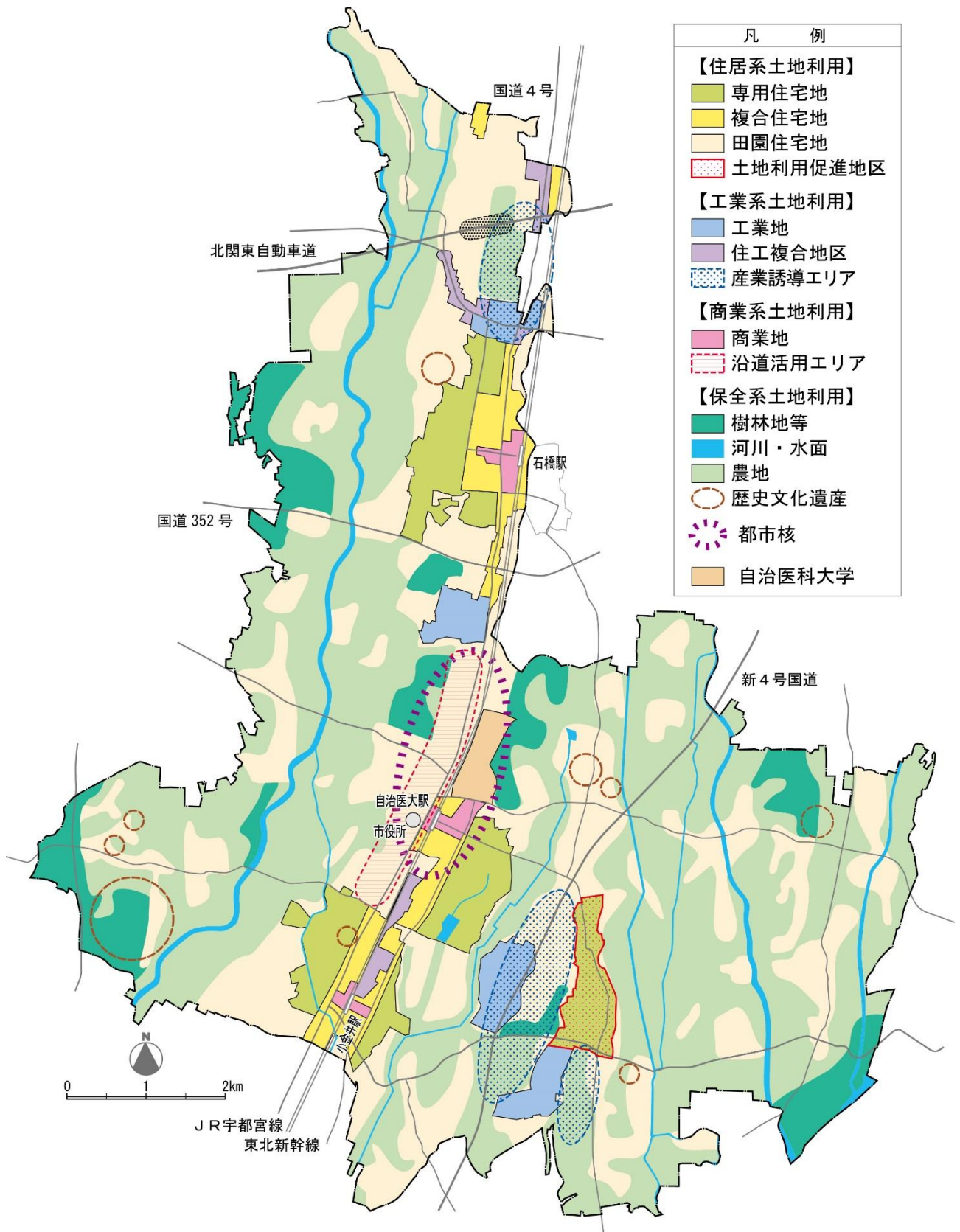
③ 農地

農地については、農業生産以外にも、環境保全・防災・レクリエーション・景観形成などのさまざまな機能を持つことから、適正な維持・管理を図ります。

④ 歴史文化遺産

国指定史跡である下野薬師寺跡、下野国分寺跡・国分尼寺跡、小金井一里塚、県指定史跡である児山城跡、国分寺愛宕塚古墳、丸塚古墳、東根供養塔、薬師寺八幡宮本殿、多数の古墳が現存する三王山古墳について、「下野市歴史文化基本構想」に基づき広域的な活用を図ります。

【土地利用の基本方針図】



2. 交通体系整備の基本方針

【基本的な考え方（まちづくりの基本方針より再掲）】

- ・ 広域的な都市連携等を図るため、幹線道路網の充実と、市全域における生活道路等のネットワーク形成を図ります。
- ・ 広域的な交通ネットワークの向上と、新たな産業系の土地利用推進における交通基盤として、北関東自動車道におけるスマート I C の設置を目指します。
- ・ 都市計画道路については、整備手法の検討や国県道・市道等の整備動向を踏まえた整備推進を図ります。
- ・ 誰もが移動しやすく、安全に暮らせる居住環境づくりのため、整備済み道路の適正な維持・管理、歩行者や自転車等が安全に通行できる歩道・自転車専用レーンの空間づくりを図ります。
- ・ 公共交通については、デマンドバスの運行や駅・停留所などのバリアフリー化を進め、すべての市民が安全かつ便利に利用できる環境づくりを図ります。

(1) 交通体系の構築

① 広域連携軸

(ア) 広域的な交通ネットワークや都市連携の基盤として、下記の路線を位置づけます。

- ◇国道4号・新4号国道・JR宇都宮線（首都圏・東北、宇都宮・小山方面との連携）
- ◇国道352号・県道栃木二宮線・都市計画道路小金井仁良川線（栃木・壬生・真岡・上三川方面との連携）

(イ) 北関東における広域的なネットワークを形成する北関東自動車道については、スマート I C 設置を目指すとともに、生活や産業等の活力づくりへの波及効果、防災機能や救急医療の機能向上のため、市内とのネットワーク向上を図ります。

② 地域幹線軸

(ア) 市内全域の交通体系における骨格として、下記の路線を位置づけます。

- ◇県道鹿沼下野線・羽生田上蒲生線（宇都宮・上三川・壬生方面との連携）
- ◇県道下野壬生線・下野二宮線（真岡・壬生方面との連携）
- ◇県道結城石橋線（石橋市街地と仁良川地区の連携）
- ◇県道栃木二宮線・小山下野線・小金井結城線（小山方面との連携）
- ◇県道宇都宮結城線（宇都宮・小山方面との連携）
- ◇県道小山壬生線（小山・壬生方面との連携）
- ◇都市計画道路文教通り・入野谷通り・小金井西通り（※）（国道4号を補完して都市核の交通ネットワーク形成を支援） *小金井西通りは県道鹿沼下野線と一部重複
- ◇上記を補完するとともに駅周辺における軸となる路線：
 - 市道1-5号線（石橋駅周辺）
 - 県道自治医大停車場線・市道2-13号線（自治医大駅周辺）
 - 県道小金井停車場線・市道2-26号線・市道2-29号線（小金井駅周辺）

(イ) 上記の路線については、広域連携軸と一体になって生活・産業・観光・交流等の基盤となるよう、安全・便利な道路ネットワーク形成や、駅周辺のバリアフリー整備などを図ります。

③ 市道等

- (ア) 市道等について、市の道路整備計画との整合を図りつつ、広域連携軸・地域幹線軸とのアクセス確保、市街地・集落間のネットワーク形成などを図ります。
- (イ) さらなる交通ネットワーク機能向上に向け、将来的な幹線道路の形成を目指すルート「整備予定の幹線道路」と位置づけます。
- (ウ) 「市街地エリア」、「定住市街地エリア」間を結ぶルートについては、市域全体における連携・交流を支援する軸として位置づけます。

《石橋市街地と自治医大・小金井市街地間の連携》

国道4号と、都市計画道路小金井西通り(*)・入野谷通りによる連携を図ります。
都市計画道路小金井西通りについては、都市核へのアクセス向上のため早期整備を図ります。

*小金井西通りは県道鹿沼下野線と一部重複

《自治医大・小金井市街地と仁良川地区間の連携》

県道栃木二宮線・県道自治医大停車場線・都市計画道路小金井仁良川線による連携を図ります。

《石橋市街地と仁良川地区間の連携》

県道結城石橋線による連携を図るとともに、都市計画道路石橋駅東通りの整備を目指します。

(2) 都市計画道路の整備

- (ア) 都市計画道路は36路線が計画決定され、整備率は約73.7%となっています。
- (イ) 今後は、整備済みとなっている区間の適正な維持・管理、整備中となっている区間の早期整備、未整備となっている区間の事業着手を目指します。

《仁良川地区における都市計画道路》

土地区画整理事業地区における都市計画道路の整備を推進します。

《都市計画道路小金井西通り》

都市計画道路小金井西通りについては、都市核へのアクセス向上や国道4号を補完する南北軸の形成のため、円滑な整備推進を図ります。

《その他未整備路線》

未整備路線となっている北城通り・江曾島石橋線等についても、円滑な整備に向けた取組を進めます。

(3) 公共交通利用環境の充実

少子高齢社会において誰もが移動しやすい環境づくりに向け、公共交通環境の充実を図ります。

《駅周辺の交通バリアフリー》

J R 3 駅周辺におけるバリアフリー化を推進し、公共交通を安全・便利に利用できる環境づくりを図ります。

《鉄道》

J R 宇都宮線は、定住促進や観光・交流等において重要な公共交通軸となっており、「駅周辺の生活拠点」の中心でもある 3 駅については、誰もが利用しやすい環境の向上を図ります。

《路線バス、デマンド交通》

高齢者等の移動手段となる路線バス、デマンド交通の充実を図ります。

《自転車駐車場》

鉄道駅に隣接して整備されている自転車駐車場を安全・快適に利用できる環境の充実を図ります。

【交通体系整備の基本】



3. 居住環境整備の基本方針

【基本的な考え方（まちづくりの基本方針より再掲）】

- ・ J R 3 駅を中心とした市街地において、店舗等の日常生活を支える機能の集約を図るとともに、街なか居住の促進に向けた、安全で暮らしやすい定住環境づくりを図ります。
- ・ 公共公益施設については、都市核及び J R 3 駅周辺の市街地における配置を図るとともに、公共交通により市内全域から誰もが利用しやすい環境を確保します。
- ・ 定住人口の受け皿を確保するため、民間活力の活用などによる宅地供給や空き家等の既存建物の有効活用を図ります。
- ・ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを図るため、道路・公園・緑地の適正な配置と整備・維持・管理により、生活の基盤と防災機能を確保します。
- ・ 田園地帯における集落においては、市街地とのネットワークを確保するとともに、生活道路等の基盤整備を図ります。
- ・ 広域組合によるごみ処理・消防施設については、安全・安心・快適・便利な居住環境を支えるため、円滑な施設運営や維持・管理を図ります。

(1) 市街地整備

- (ア) 本市の市街地整備事業は、土地区画整理事業が 9 地区、工業団地整備事業が 6 地区となっています。
- (イ) 今後は、施行中の石橋駅周辺地区、仁良川地区の事業を推進し、定住の受け皿となる暮らしやすい住宅地づくりを図ります。
- (ウ) 今後の、新たな土地利用の推進や都市核周辺の有効活用においては、民間活力の活用等を検討しながら推進を図ります。

(2) 公園・緑地等の整備

① 都市公園

- (ア) 都市公園は56箇所（平成28年4月現在）が整備されており、自然環境の保全、憩いと交流の場、防災機能、景観形成等の機能を有する重要な施設であることから、適正な維持・管理、魅力づくりなどを図ります。
- (イ) 今後は、大松山運動公園の拡張整備事業によるスポーツイベント等のソフト施策の場づくりや、三王山ふれあい公園の整備による自然環境を活かした地域の憩いの場、ふれあい館との一体的な観光・交流等の拠点形成などを図ります。
- (ウ) 公園内の施設については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持・管理を推進します。

② その他の公園・緑地等

- (ア) その他の公園・緑地等は78箇所（平成28年4月現在）が整備され、都市公園と合わせて計134箇所となっています。
- (イ) 今後は、各種開発において必要な整備量を確保するとともに、整備済の公園等の適正な維持・管理を図ります。
- (ウ) 公園・緑地については、市有施設（平成28年：117箇所）を一元化して管理することにより、施設の特性に応じた効率的な維持・管理を行います。

(3) 供給処理施設の整備

① 上水道

- (ア) 上水道の布設替事業などにより、安全で良質な水の安定的な供給を図ります。
- (イ) 上水道整備計画に準拠した整備を図り、良好な定住環境の形成を目指します。

② 下水道

- (ア) 本市の下水道については、県内でも高い普及率(*)となっており、今後とも良好な定住環境の形成や河川等の水質保全などのため、汚水・雨水の適正な処理を図ります。
*平成26年度末:75.4%で宇都宮市、足利市に次いで3番めに高い普及率(栃木県公表データ)
- (イ) 汚水排水については、「生活排水処理構想」(平成27年)に準拠した整備を図り、地域の状況に応じた各種汚水処理施設の整備を図ります。
- (ウ) 雨水排水については、円滑な排水を図るとともに、ゲリラ豪雨等の都市型水害に対する防災機能の充実に向け、河川整備との連携による円滑な事業の推進を図ります。

③ ごみ処理施設

ごみ処理については、衛生的で暮らしやすい定住環境づくりに向け、小山広域保健衛生組合を中心とした広域事業を推進します。

(4) 公共公益施設の整備及び利用

- (ア) 全市的な公共施設の再配置等の動向を踏まえながら、JR3駅周辺におけるコンパクトな都市づくりを目指します。
- (イ) 利用されていない施設や施設跡地などの有効活用においては、民間活力の活用を含めた利活用の検討を図ります。

4. 自然環境の保全・活用の基本方針

【基本的な考え方（まちづくりの基本方針より再掲）】

- ・ 河川や平地林等の良好な自然環境、豊かな田園環境について、環境保全及び農業生産の場として、また、やすらぎとうるおいの環境として保全を図ります。
- ・ 自然環境や田園環境については、保全と適正な管理を前提としつつ、本市の豊かな地域資源として交流や活性化における有効活用を図ります。
- ・ 貴重な史跡や自然を活かした公園・緑地、道の駅しもつけなどの交流施設について、観光や交流等の拠点として、ソフト施策と連動した魅力向上や、誰もが利用しやすい環境づくりを図ります。

(1) 自然環境の保全

① 樹林地・河川等の保全

- (ア) 市街地・集落や田園地帯におけるまとまった樹林地について、緑豊かな環境を形成する貴重な自然として保全を図ります。
- (イ) 鬼怒川・娑川・田川等の河川は、水害防止等の治水機能により安全な暮らしを支えているとともに、豊かでうるおいのある環境を形成していることから、今後とも保全を図ります。
- (ウ) 薬師ヶ池・薬師川沿い・小山用水路通り等については、市街地の水害を防ぐ調整池としての役割を持ち、うるおいのある憩い・散策の場としても親しまれていることから、今後とも、適正な維持・管理を図ります。

② 田園環境の保全

- (ア) 農地については、生産基盤以外にも、環境保全・防災・景観形成等の重要な役割を担っていることから、保全・活用を図ります。
- (イ) 本市の個性となっている、農地と自然や集落が一体となった豊かな田園環境の保全と魅力の向上を図ります。

③ 市街地・集落環境の保全

市街地・集落における樹林地や水面、公園・緑地等については、緑豊かな環境づくりや防災機能の確保のため、保全及び適正な維持・管理を図ります。

(2) 自然環境の活用

① 樹林地・河川・農地等の活用

- (ア) 樹林地・河川等については、保全を前提としながら、観光・交流や地域のまちづくり活動等の場としての活用を促進します。
- (イ) 三王山ふれあい公園・天平の丘公園等周辺の樹林地や、娑川アメニティパーク・蔓巻公園等などにおいては、本市の豊かな自然やうるおいのある河川環境を活かしたにぎわい、交流の場として、安全・快適に利用できる空間づくりを図ります。
- (ウ) 農地については、生産・加工・流通が連携した6次産業化への展開や、都市・農村交流によるまちづくりなどの有効活用を目指します。

② 緑と文化のネットワークづくり

- (ア) 観光や交流の拠点、公園や良好な自然などを結び、本市の魅力を感じながら巡ることができる緑のネットワーク軸形成を図ります。
- (イ) 本市においては、道の駅しもつけをはじめとする観光・交流施設や天平の花まつりなどのイベント、貴重な歴史文化遺産などの魅力ある拠点多く、これらを活かした全市的な緑と文化のネットワーク形成を図ります。
- (ウ) 緑のネットワークにおいては、幹線道路や生活道路を安全・快適に移動しながら巡れる環境づくりを図るほか、ゆうがおどおり・小山用水路通り、哲学の道などの散策路や、姿川・田川のサイクリングロード等の本市の魅力を感じられるルートについても活用します。

5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針

【基本的な考え方（まちづくりの基本方針より再掲）】

- ・ 地域遺産の活用による歴史・文化の感じられる景観の保全など、本市が誇る豊かな景観として保全を図ります。
- ・ 市街地や集落においては、自然環境や歴史・文化などの地域遺産と調和した本市独自の魅力ある都市的景観の形成を図ります。
- ・ 景観形成においては、市民・行政の「協働」を基本に、景観資源とそれらを守り育てる活動による総合的な取組を図り、本市の魅力ある景観の持続的な維持・向上を目指します。

(1) 歴史文化遺産の保全・活用

本市における全国的にも貴重な歴史文化遺産の保全・活用のため、下記の「下野市歴史文化基本構想」での位置づけを踏まえた個性と魅力の向上を図ります。

《下野薬師寺跡周辺》

復元整備された史跡や歴史を体感できるガイダンス施設など、多様な魅力を有する拠点としての景観形成を図ります。

《下野国分寺跡・国分尼寺跡周辺》

史跡の景観を保全するとともに、周辺の平地林と一体となった緑豊かな個性ある景観形成を図ります。

また、観光・交流等のにぎわいをもたらす魅力ある景観形成にも配慮します。

《三王山古墳周辺》

三王山ふれあい公園の整備が進み、道の駅しもつけや田川サイクリングロード等の広範囲なネットワークなども図られることから、地域の拠点として、古墳や自然を活かしたシンボリックな景観形成を図ります。

《県指定史跡児山城跡周辺》

本市を代表する中世城館としての保存の取組と併せ、市街地に近接する貴重な歴史遺産として、史跡を活かした景観形成や魅力づくり・活力づくりの拠点形成を図ります。

※上記に加え、史跡小金井一里塚のほか、下石橋の一里塚、野仏群など街道筋の遺跡の整備・活用を検討します。

(2) 市街地・集落・田園地帯の景観形成

① 市街地の景観形成

- (ア) JR 3 駅周辺においては、まちの玄関にふさわしい、にぎわいのある景観形成や、住宅地と商業・業務地の景観が調和した街並みの形成を図ります。
- (イ) 市街地においては、街並みの魅力を向上させるための地区計画制度について、住民との協働のもとでの導入を検討します。また、既に地区計画が定められている自治医科大学周辺地区や仁良川地区などにおいては、地区ごとのルールに基づく良好な景観誘導を図ります。
- (ウ) 工業団地等においては、敷地内の緑化や周辺環境との調和により、地域にやさしい景観形成を図ります。
- (エ) 公園・緑地においては、施設内の緑化による緑豊かな景観形成を図ります。

② 集落の景観形成

集落においては、自然環境・田園環境と一体的に、本市の原風景となるふるさとの景観の保全を図ります。

③ 田園や河川等の景観形成

- (ア) 広々とした農地と平地林等により形成される田園と集落が一体となったふるさとの景観として保全を図ります。
- (イ) 市街地やその周辺の樹林地、仁良川地区や薬師寺地区などの地域の平地林、鬼怒川・姿川・田川等の河川については、貴重な景観資源として、景観形成における活用を図ります。
- (ウ) 姿川サイクリングロード・田川サイクリングロード・薬師ヶ池・薬師川沿い・小山用水路通り・姿川アメニティパーク・蔓巻公園等については、うるおいを感じながら多くの人が利用する親水空間として、魅力ある景観形成を図ります。

(3) 道路等の景観形成

- (ア) 道路については、連続した景観を確保し、歩行者や自転車が景観を眺めながら快適に移動する空間とするため、市民との協働による沿道景観づくりを含め、魅力の向上を図ります。
- (イ) 特に、広域連携軸・地域幹線軸等の幹線道路については、市街地や主要な拠点を連携するシンボルとなる道路として魅力ある景観形成を図ります。
- (ウ) その他、公共公益施設においては、利用者が快適に過ごせる空間として、また、地域のシンボルとしての良好な景観形成を図ります。